

地域包括ケアシステムの深化・推進と 地域共生社会の実現について

第 9 期介護保険事業計画期間に向けた主な国の動き

制度改正

基本指針

報酬改定

● **全世代型社会保障構築本部** (内閣官房)

- 令和 4 年 1 月～ 議論開始
- 5 月 中間整理
- 12 月 報告書とりまとめ (「～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」)

○ **社会保障審議会 介護保険部会** (厚生労働省)

- 令和 4 年 3 月～ 議論開始
- 12 月 意見書とりまとめ p 4
- ⇒ 令和 5 年 5 月 意見書の内容を踏まえた改正法成立
(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律)

- 2 月 「基本指針」の構成案・主なポイントの提示 P 6

○ **医療介護総合確保促進会議** (厚生労働省)

- 令和 4 年 7 月～ 議論開始
- 令和 5 年 3 月 「地域医療介護 総合確保方針」一部改正 P 7・8

○ **令和 6 年度の同時報酬改定に向けた意見交換会** (厚生労働省)

- 令和 5 年 3 月～ 5 月 (全 3 回)

○ **社会保障審議会 介護給付費分科会** (厚生労働省)

- 令和 5 年 5 月～ 議論開始 ※年内：報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめ 1 月：諮問答申

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



2

地域共生社会の背景

○高齢化や人口減少、従来の「つながり」(地縁・血縁・社縁)の希薄化等に伴い生じる諸課題

- ・地域の「支え合い」機能の低下
- ・1つの制度では解決が難しい複雑な生活課題(8050問題etc.)
- ・地域・まちづくりの課題(空き家問題etc.)の表出
- ・地域活動や各種サービスの担い手不足

相互に関連

○「つながり」を再構築することで、「つながり」が個人の暮らしのセーフティネットになるとともに、地域の活力となり、好循環を生み出す。【地域共生社会】

・「つながり」の再構築 … 世代や分野を超えた、人と人、人・資源とのつながり → 誰もが役割を持つ

高齢 × 障がい × 子育て × 困窮 × 医療 × 介護 × まちづくり ×
農業 × 環境 × 孤独孤立 × 教育 × 住民 × 民間企業 × NPO × 行政 …

●高齢×孤独孤立

引きこもりの方がスタッフとして認知症予防教室に参加。社会参加の自信となり就職につながる。

●農業×障害

農家と福祉事業所とのマッチング・農作物の加工販売。農業振興と就労機会・訓練の場の拡大。

・社会的処方

・重層的相談支援体制整備事業(断らない相談支援 + 参加支援 + 地域づくり支援)

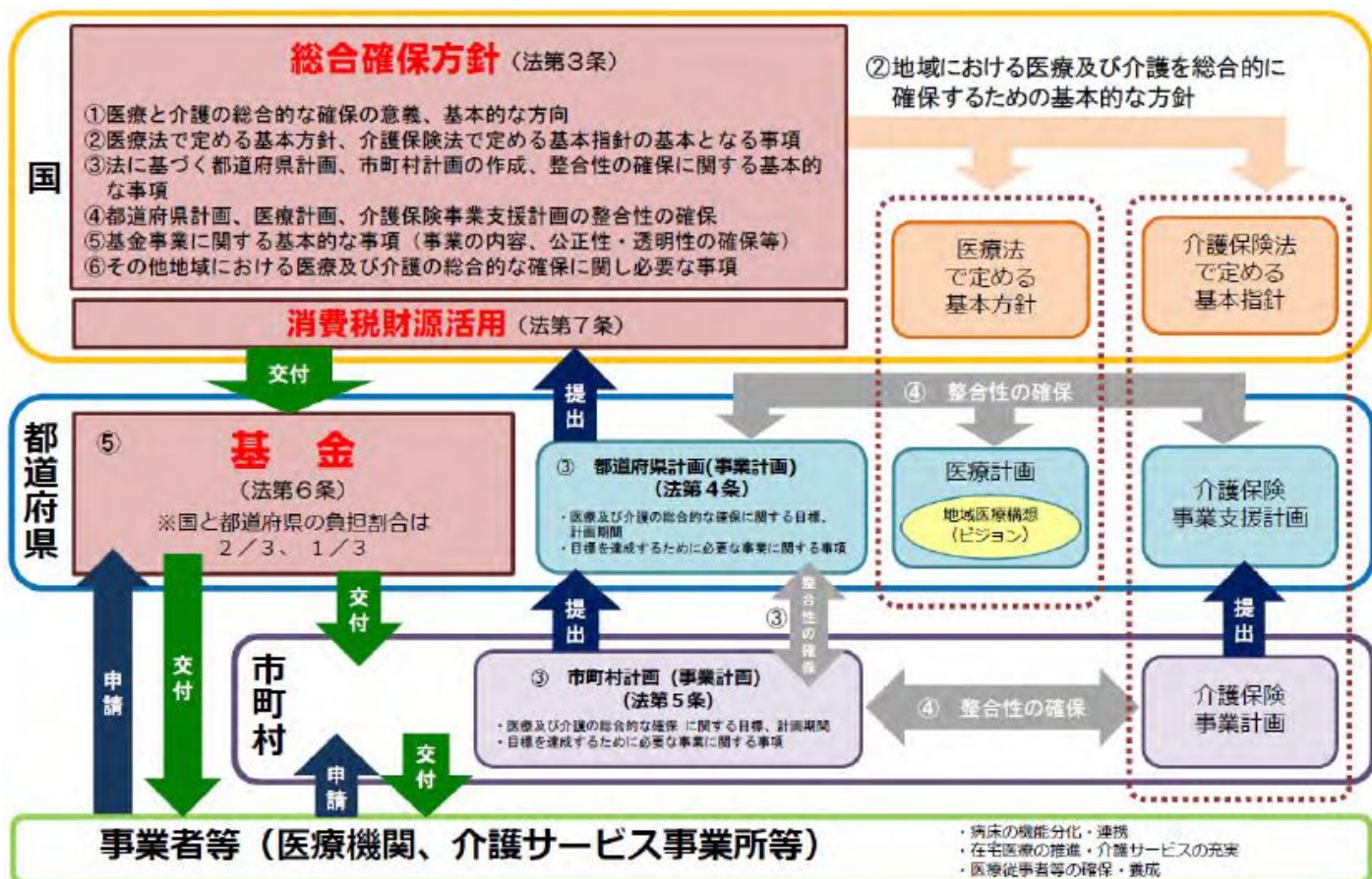
- 地域包括ケアシステムは、自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療・介護・介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する仕組み。
- これまで構築してきた地域包括ケアシステムが「地域共生社会」の基盤となる。

3

- また、認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援のみならず、その家族等の介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が必要である。地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要である。
- このような医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な者は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業等、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要がある。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言える。

- 前回の本部会意見でも指摘したとおり、地域包括ケアシステムは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えた包摂的な社会を目指す地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものである。例えば、地域包括ケアシステムの推進の中核となる地域支援事業のうち、総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業における通いの場などでは地域住民の主体的な参画が欠かせない。こうした地域住民の制度上の位置付けについて、介護保険の被保険者、すなわち支援の客体としてだけでなく、地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体としても観念することが重要であり、このことを法令上及び運用上、より明確に位置付けるよう検討することが適当である。

地域医療介護総合確保方針と各指針・計画の全体像



1. 介護サービス基盤の計画的な整備

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

6

地域医療介護総合確保方針 (R5.3.17 改正)

<医療及び介護の総合的な確保の意義>

- 全国で見れば、（中略）、要介護認定率や1人当たり介護給付費が急増する85歳以上人口は令和7年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和17年（2035年）頃まで一貫して増加する。
- 外来患者数は令和7年（2025年）頃、入院患者数は令和22年（2040年）頃、在宅患者数は令和22年（2040年）以降に最も多くなる。一方で、都道府県や2次医療圏単位で見れば、65歳以上人口が増加する地域と減少する地域に分かれ、入院・外来・在宅それぞれの医療需要も、ピークを迎える見込みの年が地域ごとに異なる。
- いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが、医療及び介護の総合的な確保の意義である。

<基本的な方向性>

- (1) 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築
- (2) サービス提供人材の確保と働き方改革
- (3) 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- (4) デジタル化・データヘルスの推進
- (5) 地域共生社会の実現

<ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿>

【3つの柱】

① 医療・介護を提供する主体の連携により、必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられること

② 地域に健康・医療・介護等に関して必要なときに相談できる専門職やその連携が確保され、さらにそれを自ら選ぶことができること

③ 健康・医療・介護情報に関する安全・安心の情報基盤が整備されることにより、自らの情報を基に、適切な医療・介護を効果的・効率的に受けられること

7

◎地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

(厚生労働省告示。令和5年3月17日改正)

孤独・孤立や生活困窮の問題を抱える人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送ることができるようにするため、地域の包括的な支援体制の構築、いわゆる「社会的処方」の活用など「地域共生社会」の実現に取り組む必要がある。現に、従来からの地域包括ケアシステムに係る取組を多世代型に展開し、地域共生社会の実現を図る地方自治体も現れてきている。地域共生社会の実現に向けては、医療・介護や住まい、就労・社会参加、権利擁護など複合的な支援ニーズを抱える方を地域で支える基盤をより強固なものとしていくことが求められる。

医療・介護提供体制の整備については、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。医療・介護提供体制の確保に当たっては、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、こうした「地域共生社会」を目指していく文脈の中に位置付けていくことが重要である。

別添：ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿

さらに大きな視点に立てば、医療・介護の提供体制だけでは、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けることを実現させることはできない。8050問題や孤独・孤立、生活困窮、精神疾患も含めた健康課題といった複合的な問題を抱えていても、しっかり受け止める相談の場が確保され、地域社会と繋がりながら、医療・介護のみならず、障害福祉や子育てなど様々な必要な支援が受けられる体制の整備が重要である。医療・介護や住まい、就労・社会参加、権利擁護など複合的な支援ニーズを抱える方を地域で支える基盤をより強固なものとしていくことを通じて、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが求められる。

8

(参考①) 介護保険法における「地域共生社会」に係る規定

◎介護保険法（平成9年法律第123号）

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。**

9

(参考②) 現行の「基本指針」における「地域共生社会」に係る規定

◎介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和3年厚生労働省告示第29号）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

…

また、今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える**地域包括ケアシステムは、地域共生社会(高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。)**の実現に向けた中核的な基盤となり得るものである。

こうした地域共生社会の実現に向けて、平成二十九年の法改正により社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところである。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきたが、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号。以下「令和二年の法改正」という。)においては、二千四十年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところであり、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。

10

(参考③) 社会福祉法等における「地域共生社会」に係る規定

◎介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）

第1 総合事業の実施に関する総則的な事項

2 背景及び基本的な考え方

(6) 共生社会の推進

住民主体の支援等を実施するに当たっては、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効であることから、要支援者等以外の障害者、児童等がともに集える環境づくりを心がけることが重要である。

◎社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（地域福祉の推進）

第四条 **地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。**

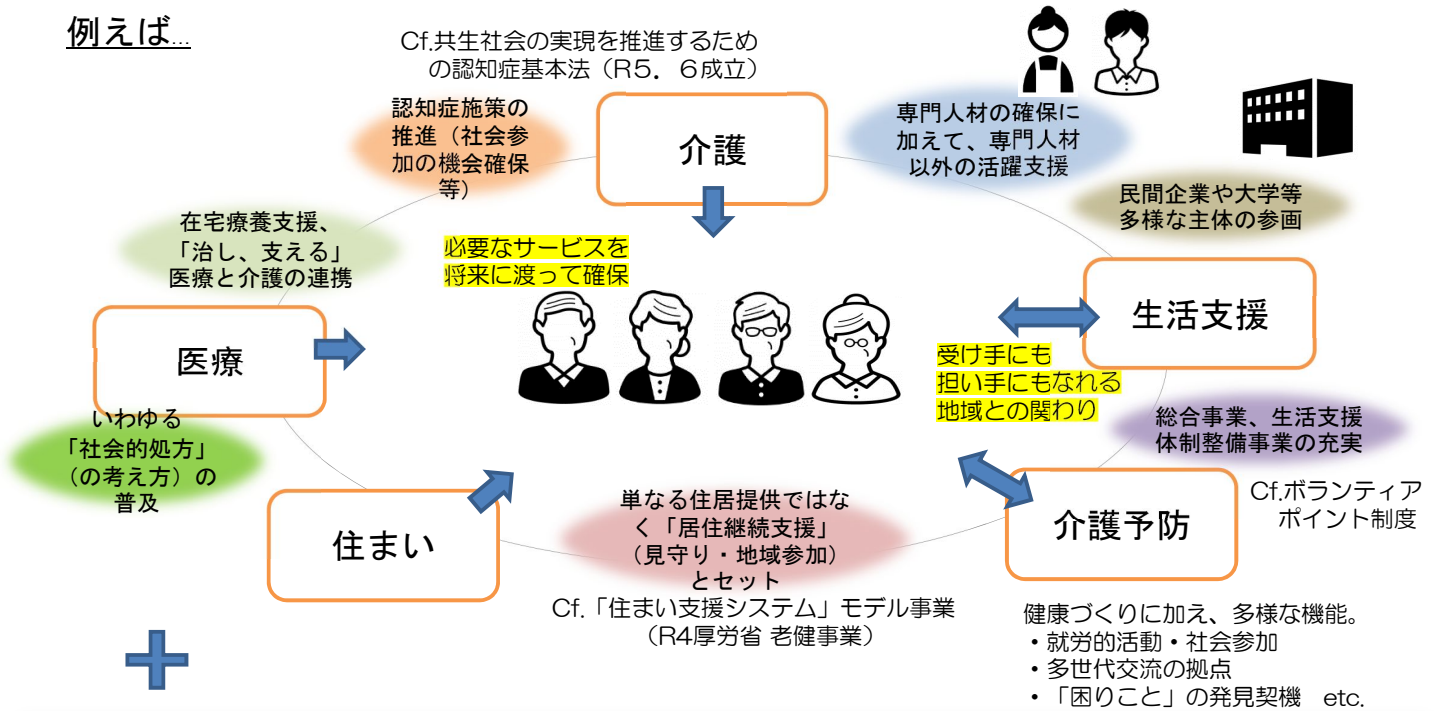
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

11

地域共生社会の実現の観点から、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要。

例えば...



多世代
他分野

への発展・連携強化 → **孤独・孤立対策** (※本市は政府のR5モデル事業実施地域に選定)
重層的支援体制整備事業 など

※ 内閣官房 孤独・孤立対策担当室 公表資料

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
 - 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。
- ※令和4年度実績 29団体 (都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体)

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

- 地域の実情に応じ実施
- 官民連携プラットフォームの構築 ○
 - 孤独・孤立に関する普及活動 ○
 - 支援団体間の連携による試行的事業 ○
 - 当該地域における孤独・孤立の状況把握
 - 地域における担い手の把握・見える化
 - 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

御参考

(地域共生社会推進全国サミットinいこま)

地域共生社会推進全国サミットについて

概要

- 平成6年に始まった「在宅ケアサミット」が、平成12年の介護保険法施行時に「介護保険推進全国サミット」と改称され、更に、平成30年に「地域共生社会推進全国サミット」へと射程を広げながら発展。
- 全国から、地域福祉やまちづくりを担う市民、福祉・医療・行政関係者等が集まり、地域共生社会への理解を深め、その実現に向けた取組などを考えるイベント。毎年、主催市が創意工夫を凝らした2日間のプログラムを設計。
- 講演やパネルディスカッションは、例年、様々な分野の第1線で活躍される方々、厚労省や内閣官房等の省庁、大学教授等の有識者の方々を招いて実施。また、パネル展示などで地域独自の様々な地域共生に係る取組を情報発信。
- また、サミット参加者間の交流会や、観光物産の物販・PRを通じて生駒市の産業もPR。
- 参加者数は例年、約1,000人。

開催時期	開催市	テーマ
第1回(平成30年10月18日・19日)	愛知県長久手市	地域共生社会って? まざって暮らす わざらわしいまちづくり
第2回(令和元年10月10日・11日)	秋田県湯沢市	つながる環を新しい時代につなぐ～人口減少を乗り越えるために今できること～
第3回(令和3年11月18日・19日) ※12月4日～19日 録画配信	神奈川県鎌倉市 (オンライン開催)	いざ共生・共創～安心して自分らしく暮らせるまちをともにつくる～
第4回(令和4年11月17日・18日)	福井県敦賀市	ぬくもりをつなぎ、支え合い、共に生きる～人道の港 敦賀から全国へ～
第5回(令和5年10月12日・13日)	愛知県豊田市	
第6回(令和6年10月11日・12日(予定))	奈良県生駒市	(未定)

(講演)



(パネル展示)



(物販)

※写真はR4の敦賀市開催時のもの



今後のスケジュール

○令和5年 5月9日 地域共生社会推進会議・プロジェクトチーム設置

プロジェクトチームにおいて、

- ・大会テーマの決定
- ・サミット本番・プレイベントの企画検討等

○ " 10月12日 地域共生社会推進全国サミットin とよた
13日 (視察・引継式出席)

○ " 10月29日 プレイベント@生駒
(講演・パネルディスカッション・パネル展示等(予定))

○令和6年～ 実行委員会でサミット開催に向けた協議

※実行委員会の構成員や設置時期等の詳細は検討中

○令和6年 10月11日 地域共生社会推進全国サミットin いこま
12日

○～令和7年3月 総括・記録集の作成等